

現状・課題

- 自動車のナンバープレート及びそのナンバーは、道路運送車両法において「見やすいように表示しなければならない」と規定されている。しかし、近年、ナンバープレートへのカバーの装着等 **ナンバープレート表示の視認性に関して問題があると考えられる事例(※)が目につく**ところ。
- 現行法の「見やすいように表示する」旨の規定では、客観的かつ直ちに、具体の事案が合法であるか否かについて判断を行えるものとなっていないため、その是正のための必要な措置を講じることが難しい。**

(参考)

- ・ナンバープレート表示の規制については、**過去の類似の検討会においても、ナンバープレートのカバー装着の是正や取付位置等の明確化について、早期に必要な措置を講ずるべき等の旨の検討結果**がとりまとめられているところ。

(※)問題があると考えられる事例



(カバー)



(フレーム(被覆))



(隠蔽(下向き))



(隠蔽(可動式))

「ナンバープレート表示の視認性の確保に関する検討会」による検討(H26年9月～)

視認性への影響を確認するための実験の実施

- ・無色透明も含み、ナンバープレートにカバーを装着した場合、視認性が低下。
- ・ナンバーの一部を被覆するフレームやボルトカバーを取り付けた場合も、視認性が著しく低下。

今後の取り組みの方向性

- ナンバープレートへの **ナンバープレートカバーの装着は禁止**すべき。
- フレームの装着・ボルトカバーの取付は**ナンバーの一部を被覆するものではなく、かつ、ナンバーを誤認するおそれのないものに限り、**具体的基準を設けた上で、これを該当するものについて使用を許容**すべき。
- シール等その他の装飾物の貼付・取付は禁止**すべき。

(カバーなし)



(カバーあり)



ナンバープレートの視認性を確保するため、許容される取り付け方法として、その**取付位置や角度に関する基準を設定**すべき。



道路運送車両法の改正等の必要な制度改正を検討